

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月31日

【事業年度】 第86期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 旭有機材工業株式会社

【英訳名】 ASAHI ORGANIC CHEMICALS INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐 次 洋 一

【本店の所在の場所】 宮崎県延岡市中の瀬町二丁目5955番地

【電話番号】 延岡 0982(35)0880

(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 岡 本 忠 久

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内神田二丁目15番9号

【電話番号】 東京 03(3256)2451

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 岡 本 忠 久

【縦覧に供する場所】 旭有機材工業株式会社東京本社

(東京都千代田区内神田二丁目15番9号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第86期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(4) (省略)

(5) その他

① (省略)

②取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

③、④ (省略)

⑤、⑥、⑦ (記載無し)

(訂正後)

(1)～(4) (省略)

(5) その他

① (省略)

②取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨定款に定めております。

③、④ (省略)

⑤中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑥取締役の責任免除

当社は、取締役がその職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、および会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金

額または法令が規定する額のいずれか高い額となっております。

⑦監査役の責任免除

当社は、監査役がその職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるよう、
会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、および会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となっております。